

消費者保護のための啓発用デジタル教材
開発に向けた有識者会議
第2回議事録

消費者庁新未来創造戦略本部

第2回 消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議

1. 日 時：令和2年12月23日（水） 15:00～17:00
2. 場 所：消費者庁新未来創造戦略本部 会議室 （ウェブ会議：オンライン参加可）
3. 議 題
 - ・意見交換
4. 出席者
 - （委員）
坂本委員（座長）、阿部委員、稲倉委員、齋藤委員、坂倉委員、
坪田委員、西村委員、野本委員、藤川委員

 - （消費者庁）
坂田審議官、内藤消費者政策課長、多田企画調整官、谷口政策調査員

 - （オブザーバー）
文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課、
消費者庁消費者教育推進課、徳島県教育委員会 学校教育課、徳島県消費者政策課

○事務局（名蔵）定刻となりましたので、第2回「消費者保護のための啓発用デジタル教材開発に向けた有識者会議」を開催いたします。

構成員の皆様には、大変御多忙のところ、本日御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、前回に引き続き、司会進行をさせていただきます、消費者庁新未来創造戦略本部、名蔵と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本会議は、新型コロナウイルス感染症に配慮いたしまして、ウェブ会議システムを用い、構成員の皆様、また東京の消費者庁会議室、徳島の新未来創造戦略本部をつないでおります。

また、11名の方に傍聴参加の登録をさせていただいております。

委員及びオブザーバーの皆様、こちらの音声は聞こえますでしょうか。

【各委員にホストからの音声聞こえているか確認】

○事務局（名蔵）それでは、これからの進行は、坂本座長をお願いいたします。

○坂本座長 よろしく申し上げます。

まず、配付資料の確認をいたします。

事務局から、配付資料について、御説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局（名蔵）配付資料の確認をいたします。

資料1「教材の構成について（案）」

資料2「今後開発する啓発用デジタル教材について検討すべき事項（案）」

参考資料1「パワーポイント教材（案）」

参考資料2「委員の皆様からのご意見等」

以上が、本日の資料でございます。

委員の皆様、資料はおそろいでしょうか。

なお、本会議は公開で行っております。会議資料及び議事録等については、後日、公開されますこと、あらかじめ御了承ください。

○坂本座長 ありがとうございます。それでは、議事を進めます。

本日の議題は、

- ・高校の家庭科の授業等で活用する素材として盛り込むべき内容について
- ・今後の教材開発について

以上の2点です。

資料説明を一括して行った後、まとめて意見交換等の時間を設けたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最初に「資料1」、横長の資料をご覧ください。

こちらにつきましては、私から説明してまいります。

今年度、来年度に作成する教材の位置づけ、構成を示したのが「資料1」です。

高等学校家庭科の学習指導要領と対応させて核となる教材を作っていくということが大事だと思っています。

まず、「資料1」ですが、1ページ目の上の部分には、高校の家庭総合の学習指導要領で、生活における経済の計画の部分抜き出して書いてあります。

表の一番左は、学習項目で、学習指導要領で、どんなことを学ぶかを示してあります。その次、詳細内容というのは、この学習項目に応じて、現行の家庭科の教科書などでは、どんな項目を学ぶように項目立てがされているかを示しています。

家庭経済のところは4項目ぐらいに分かれるのですが、デジタル教材を作るとなると、太線で囲んであるところが該当すると考えています。家計の構造、経済の管理や計画という内容を学ぶ、もしくはリスクの管理、情報の収集、整理について学ぶというところで、今年度（令和2年度）は、意識を高めるのが重要だと考えていますので、各授業単限の導入用のパワーポイントを作成したいと考えています。

例えば、単価の高いアルバイトを申し込んだら犯罪だったという事例だとか、これは、成人した後の話ですが、以前に携帯電話の端末代金を延滞していたため、住宅ローンを申し込んだら審査が通らなかったなど、このようにお金を管理していないと困ることがあるということが伝えられるような事例があればいいのかと。

もしくは、家計資産のマネジメントとか、日々の収支管理のことですが、大学院生から、なぜかリボ払いが終わらないというようなコメントをもらったことがあります。

また、SNSで個人間融資を持ちかけられるというような事例もあるので、お金の管理について問題意識を高めるような事例を、今年度の教材内容として入れたいと考えています。

来年度以降作る教材としては、例えば、収支の予算を考えてみよう、そんなシートのアプリとか、利息の計算方法が分かりやすく学べるようなアプリがあったりするといいのかなど、漠然と考えているところです。

でも、これで1時間ぐらいですね、多分、高校ですと、家庭基礎だと1時間、総合だと2時間ぐらい取れるかなと思います。

次の2ページ目は、消費行動と意思決定という内容です。

上から4行ぐらいが、1時間でできる分量なのかなと思っているのですが、まず、責任ある消費の重要性とか、消費行動における意思決定を学ぶ、もしくは生活情報の収集・整理ができるようになるという目標がありますので、それに対応した内容をつくる必要があると考えています。

教科書でも、主体的な意思決定の重要性とか、意思決定のステップみたいのを学び、安易な意思決定によるトラブルとか、正常ではない心理にさせられて意思決定がうまくいかないことがあるとか、そういうことを学んでいく時間があります。

そこで、導入用として、まずは、消費生活では、こんなことが必要だねということとか、

安易な意思決定によって、スマホ課金が想定外に高額になるとか、「楽しんでもうかるよ。」みたいなものに、つい乗ったらマルチ商法だったとか、そういうトラブルが起きているということを紹介できればと。

次年度以降作成する教材としては、例えば、消費生活に必要な力を自分自身でチェックをして得点を確認するとか、既に消費者庁で作成されている、つい契約してしまいそうな心理傾向、得点チェックみたいな資料があるので、そのようにチェックして点数を出したり、正常でない心理について学べるような補助教材があるといいと思ったりしています。

また、生活情報の収集・整理という内容ですが、これは結構、小学校から中学校、高校と繰り返して学ぶのですが、具体的には、商品やサービスのいろいろな面を多面的に比較して検討しようという内容であり、これが消費生活の基本だと思うのです。慎重に比較して選ぶということが、ちゃんと身につけばトラブルは少なくなります。その大事さを伝えるために、安易に買った後にもっとよいものが見つかった事例とか、安易に登録して個人情報を出させてしまった事例、あと、ランキング形式の広告などがあり、それを信じたらトラブルに遭ったとか、そのような事例などを示して、情報は正しく判断しなければならないという意識が高められたらと考えています。

次年度以降に、本格的に作成する教材としては、商品の情報収集と比較ができるようなワークシートやターゲティング広告の仕組み、いろいろな情報を入れることが、個人情報が取られていって、それを基に、いろんな提案が出てくることの仕組みがちゃんと分かるような教材があればいいのかなと思っています。

次に、購入と契約、契約の重要性について学ぶという項目については、導入のところでは、注文したものと違うものが届いたが返品できないとか、ネットショップを利用する上での困ったこと、もしくはCtoCで買ったときに、注文した商品とは違うものが届いた、不良品だったのに先に評価してしまい補償が受けられなくなったとか、販売者としては、ちゃんとしたものを送ったのに言いがかりをつけられているとか、現在、ネット上で起こっている様々なトラブルを知らせることで、こういうことに気をつけなければいけないという意識を高める必要があります。

実際の教材では、契約の基本ルールが分かっているどうかを確認したり、契約前のチェックポイントは何か、あと、BtoBとCtoCの違いについて仕組みが分かる形で伝えられるような教材や、返品特約の確認、利用規約を読まなければいけないみたいなことが、きちんと分かるような内容であればと思ったりしています。

その次が、2ページ、3ページにまたがるのですけれども、多様化する支払方法とか、消費者信用による支払いという内容、ここがキャッシュレス決済について学ぶという内容で、キャッシュレス決済に関するいろんなトラブルについて、導入用のパワーポイント教材に盛り込む予定です。

例えば、CtoCで指定外の決済方法で払ってしまい、トラブルになったとか、オートチャージに設定していたら、すごく使い過ぎてしまったとか、もしくは、管理が甘く、フィッ

シング詐欺に遭ってしまったとか、そういうこともデジタル化した消費生活ではあり得るのだということを知らせるのも必要です。

そして、実際に、教材では、キャッシュレス決済やクレジットカードの仕組みとか、管理はこのようにしなければいけないということが学べる教材だといいいのかなと思います。

3ページ目の上です。

テーマ的には違うのですが、消費者保護制度について学ぶ内容ですが、製品事故の予防などについてです。

これもCtoCで、とにかく安いからネットショップで知らずにリコール製品を買ってしまい、それによるトラブルも増えているということなので、製品安全に関する教材も盛り込めたらと思っています。

また、こちらの資料については、経済産業省の製品安全課の方がパワーポイントで提供してくださいました。

次年度以降に、作成する教材としては、リコール情報サイトを見に行ってみようとか、トラブルに遭ったときの相談方法や対処法、具体的には、相談先に伝えたい内容のメモを作成するとか、そんなことを勉強できればいいと考えているところです。

今回、「参考資料1」で、今年度中にまとめるパワーポイント資料をお配りしたのですが、それぞれの単限の導入部分で使えるような最新事例が、このようにパワーポイントでまとまっていたら、先生方が授業の内容に合わせて、切り貼りして使いやすいのではと考えています。

「資料1」については、以上です。

「参考資料1」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（名蔵）それでは、「参考資料1」について御説明します。

委員及びオブザーバーの皆様へ送付している資料には、関係者限りとしまして、イメージ図を入れておりますが、現在、画面共有をしておりますホームページ公表分からは、削除させていただいております。

この「参考資料1」は、先に坂本座長から御説明いただいた、「資料1」に基づき、授業の導入部でトラブル事例を示すことで、補助教材として活用していただけるパワーポイント教材（案）として作成中のものです。

全ての事例は、学習指導要領との対応を考えております。

資料の中に、ページ番号がなく、大変恐縮なのですが、例としまして、「参考資料1」の4ページ目を御覧ください。

右上に「責任ある消費の重要性・消費行動における意思決定」としております。事例ごとに入れてある表紙部分に、「資料1」の表中にある学習項目を記載することで、授業の単限に対応したスライドを活用いただけるかと思います。

続いてのスライドには、トラブル事例と、それに応じたイラスト等を挿入しております、より生徒の注意を引きつけられるよう、なるべく1ページにワンシーンずつの事例を

示すことをイメージしております。

また、これはpdfの資料なのですが、パワーポイントの資料でしたら、ノートがありますので、ノート部分には、事例の補足説明や簡単なアドバイスなどを記載することを想定しており、いずれにしても現場で活用しやすいように、“自由にカスタマイズできる。”ということを第一に考えています。

このパワーポイントにはトラブル事例だけをまとめておりますが、生徒等にトラブルの回避や解決方法を考えてもらい、思考力・判断力を養う題材として扱うことを想定しています。

自分は大丈夫だからと他人事にならず、事例を示すことで身近なところに危険が潜んでいることを伝えながら、問題意識をしっかりと持たせることが実践上の大きな課題であると考えております。

委員の皆様には、内容について御意見等いただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、「参考資料1」の説明は以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

「参考資料1」は、すごくボリュームがあるのですが、最終的には、イラストは全部描き直して、著作権の処理がされ、現場の先生たちが自由に使えるという形でまとめてくださるとのことですね。

○事務局（名蔵） はい、そうです。

○坂本座長 ありがとうございます。

今年度は、最近起こっている事例をまとめるということ、まずしたいと思っています。

私も小学校、中学校、高校と、いろいろ出前授業に行ったりするときに、こういうのがあるといいかなと思っていたところです。

では、「資料2」につきまして、内藤政策課長に説明をお願いしたいと思います。

内藤課長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○内藤課長 東京から失礼いたします。政策課長の内藤でございます。

「資料2」を御説明させていただきたいと思っております。

「資料1」と「参考資料1」は議題の前半部分の資料として、高校の授業の導入部分で使う目的で、パワポの資料を体系的に整理してはどうかと御提案を申し上げました。「資料2」の方は議題の後半の部分となります。

「資料2」は、高校生に限らず、もう少し幅広い消費者を対象とした教材の開発についてです。今年の夏、坂本先生や坂倉委員に御参画をいただいた有識者会議でデジタル教材開発の必要性が提言されたところでして、その提言を受け、「資料2」の点線の枠の中にございますけれども、若者を中心とする幅広い年代の消費者を対象とした消費者被害防止のための啓発用デジタル教材を開発するための予算の見込みがたったところがございます。

本日は、その教材の方向性について、委員の皆様のご意見を伺いながら開発したいと考えておまして、前回いただいた御意見も踏まえて整理したのが「資料2」でございます。

1ポツ以降に記載している事項について、どのようにお考えか、委員の方のご意見を伺いたいと思います。

まず、1ポツは教材の対象についてです。実際に教材を活用する局面は、対象となる消費者の特徴や属性などに応じて変わってくるのではないかとということでして、例えば①の高校で申し上げますと、教科活動に組み込まれた場合には、授業時間が限られており、教科書、教科書会社のワークブックなどを中心に授業は行われますので、その意味で、デジタル教材というのは、興味や理解を増すための補助的な教材とすることが必要になってくるのではないかと考えております。

一方、例えば総合的な学習の時間など、教科書の自由度が高いような場合に、高校生が主体的に調べて自ら解決策を見出すような学習活動に資する教材も必要になるのではないかとでございます。

それから②として大学と書いてございますけれども、例えば学生全員に対して説明をするような、新入生のオリエンテーションのようなときに、必要最小限の事項を説明できるような教材が必要ではないかとも考えられます。

一方で、特に専門科目のようなものについては、自由度が高くなってまいります。主体的な学習活動に資する専門的な内容が求められるのではないかと考えております。

③でございます。成年・社会人ですけれども、例えば社会に出たばかりで経験の少ない者であれば新人研修ですとか、あるいは退職間近の方では年金の関係で勉強していただくようなことがあるかと思えます。そのような社員研修等で教材を活用する機会はあるのではないかと考えております。また、若者に対しては主にネット、それから高齢者等に対しては、例えばテレビで配信できるようにして、消費者が直面するトラブルについて幅広く情報発信ができるようにすることが適当なのではないかと考えております。

こうしたことについて、委員の皆様のご意見を伺いたく存じます。

2ポツは教材の形式・内容についてです。以下のようなものを開発することについて、いかがお考えか伺いたく存じます。

①の動画コンテンツについては、集中が途切れない程度の3分から5分にして、例えば電子マネーの仕組みをアニメーションで分かりやすく解説するものすとか、実際に起きたトラブル事例を紹介し、消費者が何に気をつければいいのか、自分で考えられるようなもの。そうした動画コンテンツを開発してはどうかと考えております。

②でございます。2つ目の教材として、スマホやタブレットで学習者が操作できるアプリを開発してはどうかということでして、例えば、クイズなどで自分の心理傾向、だまされやすさなどを把握し、理解度を自動採点できるようなチェックシートすとか、リボ払いやローンについて、毎月どれぐらい払わなければいけないのか、金利の違いによって返済総額がどうなるのかといったことをシミュレーションするアプリのようなものを開発し

てはどうかと考えております。

加えて、学生向けの授業用教材として、例えばワークシートとしてワードの電子ファイルのものですとか、あるいはGoogle、Office365のような既存のフォームで作ったものの活用事例を紹介する教材を用意してはいかがかということ。それから、前回複数の委員から意見をいただきました、スタディログとして、理解できているか到達度を確認するもの、自らの調べ学習で記入したワークシートの内容が記録できるもの、学んだ内容について自分の考えとか感想が記せるようなものを用意する必要があるのではないかと考えてございます。

最後に、指導者側の手引として、パワーポイントで作成をしたものについて、ノート部分に手引を記す形式のものですとか、動画コンテンツをパワポに最初から埋め込むことができる、そうしたものがあつたほうがいいのではないかと考えてございます。

3ポツは、具体的な内容についてでして、①高校生ですけれども、先ほど坂本先生から御説明いただいた「資料1」の体系を前提としまして、家庭科の授業時間4時間に収まるよう補助教材の内容を厳選するとともに、自学自習用のデジタル教材を別途用意してはどうか。

具体的内容は「参考資料1」に事例がございましたが、授業用、自習用それぞれについて、デジタル教材としてどういう内容を取り上げるべきか、御意見を後ほど伺えればと思います。

②でございます。大学生・社会人向けに、どのような内容を取り入れるべきか、要らないものはないかについても、御意見をいただければと思っております。

契約の基礎知識として、ネット通販で契約がいつ成立するのかですとか、あるいはデジタルプラットフォームの仕組みや利用上の注意点といったこと。フリマサイトのようなCtoC取引がBtoC取引とどう違うのか、それからSNS広告やターゲティング広告の仕組み。お金の管理については、特に単利と複利の違いといったようなこと、それから多重債務といったような問題も記載してございます。

キャッシュレス決済の実際の使い方や注意点、成年年齢の引き下げ、それからマルチ商法や情報商材といった悪質商法トラブルの内容、更に製品の安全性、それから、実際に消費生活センターへの相談の仕方も必要かと思っております。最後にクーリングオフのやり方、適用範囲でございます。通販取引にクーリングオフが原則適用されないことは意外と知られておりませんので、そうしたことを教材に盛り込むべきかについての御意見を伺いたく存じます。

最後に4ポツでございます。その他の検討事項として2つ書かせていただいております。

まず、開発するにしてもその効果検証はどのように進めるべきか非常に大切なことと事務局としては考えております。その意味で、実証事業を実施したほうがよいのかどうか、御意見を伺いたく思っております。

また、その際に、民間企業との連携をどのように進めるべきかについても、委員の皆様

なると思います。ベーシックな内容として作っていく必要があるのですが、それにどんな内容を盛り込むべきか、特にこれが大事なのではないかとこの観点で御意見をいただくと助かります。できるだけたくさんの中身を入れたいので、「資料1」に示したような構成を想定しながら御意見をいただくと助かります。

委員の皆さん、どうぞよろしく申し上げます。

阿部委員、どうですか。

○阿部委員 学校現場の状況はよく知らないのですが、先生方はご多忙であり、授業で使う教材を一から作るのには難しいと思うので、なるべく使い勝手のよいものがあると思います。また、消費者センターの立場から言わせてもらいますと、トラブル事例というのは、次々と新しいものが出てきます。

例えば、決済手段についても目まぐるしく変わってきているので、カスタマイズできるものがよいと思います。常にアップデートし、最新の情報にして使えるというのが一番いいかなと。古い事例ではちょっと難しいと思います。

また、実際、徳島県内に限って言えば、あまり頻発していないトラブル事例もあります。例えば、キャッチセールスに関するトラブルは、都会に比べて徳島県内では少ないです。ただ、少ないから盛り込まないというのではなく、「そういう事例もあるよ。」ということで入れられるものならば入れていただきたいと思います。

○坂本座長 ありがとうございます。

同じく相談員の坪田委員、いかがですか。

○坪田委員 まず、身近に感じるということ、自分ごととして感じるという意味で、事例がとても大切だと思いますが、今、おっしゃっていただいたように、非常に目まぐるしく変わるので、ちょっと事例が古いと感じてしまうと、高校生等の食いつきが悪くなると思います。

私どもは昨年度、ある県の公立の学校100校以上で「社会への扉」を使い、出前講座を行いました。

それで、生徒の皆さんにアンケートを取りましたところ、「契約の成立がどういうものか分かった。」という回答が、かなり多くありました。

この契約の成立についての説明は、時間がかかってしまい難しいところもあるのですが、やはり一言触れるべきだと思います。内容としては、例え内容的に問題のある契約でも、一回してしまうと解消することが難しいということなどです。

一方、将来的にわたって、不動産の取得、車の購入であるとか、非常に重要な契約もしなければならぬことも生じてきます。契約とは、適正にしなくてはならない、社会のルールの中で非常に重たい規律であるということを入れるといいかと思いました。

小学校や中学校でも契約についての内容を学習に取り入れると聞いておりますが、小・中学校生が自分の知っている世界での契約と、高校生になり見えてくる契約の世界は少し広がりが出てくると思いますので、その辺りを加味し入れていくのがよろしいかと思いま

した。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

ほかの皆様、いかがですか。自由にいろいろ御発言いただければ助かりますが。

齋藤委員、いかがですか。

○齋藤委員 スライドのほうの案も御提示いただきましたが、いろいろ網羅されているかなと思いました。

その中で、授業の時間が限られているということがあり、どこに包括していくかが重要だと思えます。

その観点で考えていきますと、各学校によって、例えば高校生が使っているアプリの普及状況の違いですとか、キャッシュレス決済の利用状況が違うとか、かなり地域特性などもあると思えます。

しかし、メニューとしては、ある程度全般的なものを用意しておいて、例えば、キャッシュレス決済は、これから使う生徒さんが増えそうだとか、逆に今は利用してないけれども、高校を卒業し別の地域に行けば使う可能性があるなど、高校生のうちに授業でやっておかなければならないことを先生がその内容を選んで利用できるように、また、何かアドバイスのものも載せるのもいいのではないかと考えております。

特にフリマアプリに関連する項目に載せていただいておりますけれども、BtoCやCtoCの違いですとか、キャッシュレス決済等も含めて、たとえ深く授業で扱わない内容だとしても、基礎的なところは載せると良いのではないかと考えております。

もちろん、定期購入とかも大事なトラブルのポイントだと思いますが、全般的によく触れる可能性がありそうなところを中心に授業の中で取り扱えるといいのではないかと考えております。

○坂本座長 ありがとうございます。

藤川委員、いかがですか。

○藤川委員 基礎的なところをベースとして、学生及びその他一般の消費者の方々にもお知らせする必要があるかなと。

トラブルには様々な側面がありますが、その基本が分かっていると、どうしてこれがトラブルにつながったのかが理解できません。

例えば、個人情報の取扱い方、マルチ商法、ある意味悪質なバイトへの誘導といったところでは。

そういった意味では、ネット上から取得できる情報などをどのように自分で判断していかないといけないのかといったところがベースにあると思うのです。そのような内容を柱としてお知らせしていくべきだと思います。

あと、現在議論されていることとは若干それてしまうのですが、学生たちにも当然知ってもらいたい内容ではあります。一方で、先生方にも再度勉強をしてもらわないといけ

ないと感じました。

特にネット上の話は、意外と子供たちのほうがよく知っていたりするので、先生方向けの手引書などが非常に重要になってくると。

最新の情報をいかにお届けするかという意味では、アップデートの方法が重要なポイントになってくると思います。

資料の在り方としましては、紙で配ってしまうのではなく、消費者の方々が電子媒体を利用して、適時に最新の情報を取得できるような仕組みづくりが重要になってくると改めて思っていたところです。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

アップデートできる内容ですね。ありがとうございます。

坂倉委員、いかがですか。

○坂倉委員 私は高校等での教育経験がありませんので、内容と形式について意見を言わせていただきます。

内容についてですが、高校生に対して、年に何回こういった授業ができるのかということにもよると思うのですが、大きく3つは欲しいと思うのです。

1 点目は契約に関する事で、これには成年年齢引下げとか、クーリングオフも含めての契約に関する概念

2 番目が、最近増えています、デジタルプラットフォームについての教育

3 番目が、やはりこれも増えていますキャッシュレス

これらが最低限ほしいと思います。

それぞれについて、トラブルの最新事例とか、トラブルがあったときに、どう対処したらいいのかが付与されているとよろしいと思います。

形式については、既に他の先生方がおっしゃっていましたが、アップデートできる、カスタマイズできる、動画がある、あるいはワークシートのひな型がついているものがあると使いやすいのではないかと思います。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

では、ここから教育現場の方々に御意見を伺いたいと思います。

まず、稲倉委員、いかがですか。

○稲倉委員 私は、ふだん大学で教員をしていますので、高校生に対しての内容ですと若干想像の域でお話をさせていただきます。

高校生にとって、そのトラブルが遠い将来に起こることなのか、それとも、たった今、自分に起こりうるのかということによって、聞くときの真剣さがかなり違ってくると思います。

例えばですが、消費者トラブルに関して、17歳で起こり得るトラブル、18歳ではさらに

変化があり、20歳ぐらいからクレジットカードを持ちだして、といった具合に、トラブルに巻き込まれる年表というか、ライフコースが示されると、今、自分がどこにいて、これからどんな危険があるのかというのをあらかじめイメージしやすいかなと思いました。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

西村委員、お願いします。

○西村委員 私自身は、契約のところは、いつも大切かなと思って授業をしていて、導入のところで、「これまで生きてきた中で、皆さん、自分で契約をしたことがありますか？」と問いかけで授業を始めています。

「ある。」と答えた生徒に、「どこで？」と聞いたら、「携帯電話の契約に行った。」という答えがほとんどです。

ふだん、お店で買い物をしているときには余り契約という意識がないので、買ったけれども返品できる・できないとか、いろいろな声が上がってきます。

でも、やはり契約とは何かということ、未成年でも契約できるし、成人を迎えたら、その契約が大目に見てもらえないということは、一番身近なところなので、慎重に契約したら、その後のトラブルも多分減ってくるので、そこを大切に伝えたいと思っています。

○坂本座長 ありがとうございます。

そうですね。お金を使う前とか、契約をする前に考えるというのは大事ですね。

野本委員、お願いします。

○野本委員 他の委員方も言ってくださっていたのですけれども、そもそも批判的で慎重な考え方を持っていてトラブルに遭いそうなときに、「これは怪しいのではないかな、いいのかな？」と踏みとどまれることが、本来はあるべき形かなと思っています。そういう意識が高められるような何かよい方法がないかなと考えていたところです。

クイズや動画を入れるとか、こういうことがあればありがたいなというようなことが、もう既にたくさん御意見で出てきて、盛り込まれているのですが、もう一つ強いて言えば、時間によりますが、自分たちで考えて意見交換し、発表までできたりすると生徒にとって、すごく印象に残っているようですので、そのような内容があればいいのかなと思いました。

それから、内容についてですが、これも先ほど、坂倉委員が言ってくださっていたのですけれども、契約についてとキャッシュレス決済のこと、そして、今はやはり成年年齢の引下げのこと、悪質商法・トラブルとそれに遭ったときの対処法や救済措置の内容は、必ず押さえておきたいなと思っています。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

いろいろ非常に有意義な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

内容をカスタマイズやアップデートできるようにしておくということ、そして、やはり基本的なことをしっかり学ぶということ、まず、ベーシックにするということ。契約の

ことですか、批判的意識を持つ大切さ、慎重に検討することか、いろんな情報から判断する、批判的に情報を読み解くみたいな、消費生活に必要な基本的な力をちゃんと身につけられるような教材が必要であるということ、プラス、デジタルならではの仕組みや特徴をしっかりと理解することができるような内容のものが要るところでしょうか。

行動履歴などがデータとして残ることで引き起こされるいろんなことをしっかりと勉強するということが重要であると思っています。行動履歴がデータとして残るということは、利便性も高いのですが、同時に危険性も存在するという事なので、そのことが分かるようなコンテンツが必要だということですね。キャッシュレス決済とかCtoCの取引のことももしっかり学べるような内容も入れていくということですね。

ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から補足とか、何かございませんでしょうか。

よろしいですか。取り急ぎ、ここで方向性の内容については、一応議論を終えて、次に、次年度以降開発する教材について、どのようなテーマをとりあげるべきか、どんな内容にすべきか、御意見をいただけたらと思います。

まずは、主に高校生向けに必要な教材を作っていくわけですが、現場では、教科書がむしろ補助教材みたいな使われ方をしているという話を、今お聞きして、やはりある程度学べる一通りの内容があったほうが良いと思いました。

いろんなワークシートや動画、仕組みを解説するアニメとかをまず高校生向けに作製して、それを基本にして大学生とか社会人などの一般消費者向けに使うという形で考えていくのがよいのではと思いました。

さらに、大学生向けには、もう少しこれを学ばせなければいけないですとか、一般の社会人向けの内容も考慮に入れますと、予算の関係も含め、非常にふくらんでしまいますので、「資料2の1の②、③、3の②」について、もう少し御意見をいただければ助かります。

坂倉委員にお話を伺ってもよろしいでしょうか。企業向けの研修だと、また違ってくると思うのですが。

○坂倉委員　そうですね、坂本座長がおっしゃったように、非常に企業では研修の機会が少ないということが大きな違いだと思うのです。

前回もお話ししましたが、ACAPの会員企業で調査したところ、企業で実際に消費生活教育をやっているところは、会員企業でも15%ぐらいしかなくて、それもほとんどが新入社員教育とか、あるいは、さっき内藤課長がおっしゃった黄昏教育というような機会ですので、極めて少ないということです。

それから、やっている企業の半分以上が社内のイントラネットを使ったe-ラーニングを利用していますので、まずは手法として、内容を絞ってe-ラーニングでもできるようにするというのが使いやすい方法かと思います。

内容自体については、高校生向けの教材をベースにして作成すれば問題ないと思うのですが、ただ、それに実際に社会人が出会ってしまったトラブル、事例の紹介、そういったものをつけ加えて、自分がすぐにでも被害者になる可能性があるのだということを、認識させる内容に変えればよいと思うのです。

実は、ACAPで企業向けに、消費生活教育をやる際の内容提案を会員に対して行っているのですが、その中の項目は3つあります。

1つは契約に関すること

2つ目が消費者トラブルの最近の事例

3つがトラブルに遭ったときの相談窓口

これらを、まず、第1回目には教えましょうと呼びかけていますので、それをデジタル教材にアレンジしていくことが、第一ステップかと思います。

ただ、企業に所属していない高齢者に対してどのように広めていくかというのは、また、別の課題かと思います。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

そうですね。今回はとりあえず、若者を中心に議論は集約したいと考えています。

e-ラーニングの利用と、内容を絞るということですね。ありがとうございます。

稲倉委員、何かございますか。大学生に対してはどうかという点で。

○稲倉委員 理想的には、新入生オリエンテーションだと思うのですがけれども、恐らく時間が足りないので、却下されると思います。

そうすると、誰が授業をするかという問題に行き着くので、私も、先ほど坂倉委員がおっしゃったように、e-ラーニングのプラットフォームがあればありがたいと思います。

ただし、残念ながら大学生に「自分でe-ラーニングの動画を見ておいてください。」というと、まず見ないか、早送りするので、実効性はかなり薄いというのは予想できます。

そこで、どうやったら見てくれるかなという視点なのですが、クイズなどが有効だと思うのですが、それだけだと少し足りなくて、クイズに正答した後に、自分の正答率が全体の下位何パーセントぐらいなのかとか、上位何パーセントぐらいなのかという、自分の立ち位置というか、自分がいかにだまされやすい人間かということを相対的に把握できるような仕組みがあるといいのではないかと思います。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

先ほどお伺い忘れていたのですが、ワークシート形式の教材を高校等で使うときに、スタディログというのですかね、生徒が答えたものを先生に送って、その履歴が先生側で残せる仕組みがあると便利だと思うのですが。

現在、高校の現場では、どの程度タブレットやICT機器は導入されているのですか。

○西村委員 私たちが持っているのは、普通のノートパソコンと、教室に持っていけるタ

タブレットが1台ずつです。

○坂本座長 全生徒1台ずつですか。

○野本委員 高校の生徒は、パソコン用の教室で共有して使っております。近々生徒1人に1台のタブレットが導入され、使えるようになるかと聞いておりますが。

○坂本座長 私もそういうふうには伺っています。でも、タブレットを利用して使う内容までは、まだ情報が来ていないのですが。

○野本委員 そうですね。生徒に渡してしまうのか、授業のときだけ活用するのかという活用の仕方も、まだ詳細は分かっておりません。

○坂本座長 ありがとうございます。

先日、特別支援学校の授業を見させていただきました。生徒1人に1台タブレットを配って検索してみようという授業だったのですが、先生にお話を聞いたら、タブレットは卒業後、自分のものとして持って帰るということでしたので、進んでいるなと思いました。

高校生向け、今回の会議で挙げていただいたような内容の教材が用意できたら、便利に使えるということですね。ありがとうございます。

大学生とか成年・社会人等の一般消費者に対しての話に戻したいと思うのですが、こういう内容を取り入れてほしいとか、これは知らせてほしいとか、このような形式がいいのではないかという御意見を、いただければと思います。

齋藤委員、いかがですか。

○齋藤委員 大学生向けのところで、先ほどの資料の中にも記載をいただいていたところではあるのですが、消費生活センターへの相談の仕方ですとか、まさに、この辺りは押さえておいたほうが良い項目だなどと思いました。

さらにつけ加えるのであれば、例えば、自分でサービスの運営会社に連絡するときには、どういったポイントを押さえておけばいいとか、規約やガイドなどについて、ここを見ると、このような案内がありますとか、そういったところに気づけるような内容にも触れておくといいのではと思いました。

もう一点ですが、先ほど、皆様もおっしゃっていましたが、大学生とか、企業が対象の場合には、やはりe-ラーニングとか、オンライン化しておいたほうが良いと思います。

弊社の場合も、社内教育や研修などでe-ラーニングを使っておりまして、社員の受講状況を把握できる仕組みもあります。

そういった観点でも、オンライン化などをしていけると、将来的にはいいのではないかと思います。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

では、藤川委員、いかがですか。

○藤川委員 私のほうからは、形式の話になるのですが、e-ラーニングというか、デジタルの機器や技術を使って、いかに多くの方にこの教材内容を知ってもらうのかということ

が、非常に重要になると思います。

「資料2」のほうに、1つの方法として「アプリ」とありますが、アプリやウェブサイトも有効な手段の一つなのかなと思っています。

私たち、一般財団法人LINEみらい財団は（株）メルカリさんと一緒に、LINEの公式アカウントを使い、様々な動画の視聴やクイズに答えてもらったりして、警視庁との協定でサイバーセキュリティ教育の取組を行っております。

これはアプリやe-ラーニングのように、ログの管理や実績の表示までやるのは難しいのですが、例えば「アプリをダウンロードしてください。」と言えば、もうその時点でハードルが高くなってしまうのです。そこで、広く多くの方に見てもらうためには、ハードル下げて、ふだん使っているLINE、このアカウントを使うことによってより多くの人に動画を届ける取組を行っております。

こういった経験を通して、広く知ってもらうためには、ハードルを下げるという方法、また、もし企業で講習会などを行えるのであれば、このようなやり方が効果的であるとか、取捨選択を行いながら効果を見据えたやり方をしていくのがよいと思います。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

そうですね、学生等の達成度みたいのを把握するという場合は、ログみたいなのがあればいいですが、確かに、本当に広く、いろんな消費者の方に知っていただくためには、教材の周知方法を検討していくのが大事ということですね。ありがとうございます。

坪田委員、いかがですか。

○坪田委員 まず、大学生なのですけれども、e-ラーニングはいいと思いますけれども、自発的に学習をするということをどこまで期待できるかということが、現実にはあると思います。

新入生のガイダンスなのですが、この場合、かなり人数が多くなってしまいます。高校生の場合は、基本的には教室、学年全部でやる場合は体育館になると思いますけれども、人数的に小規模から大規模まであります。

同じパワーポイントであっても、なかなか広いところだと文字が見えないということもありまして、教室仕様の教材がそのまま体育館であるとか、入学生全員のガイダンスで使えるかという、そこも工夫が必要かと思います。

学生等に見ていただいた後に、確認テストみたいなチェックがあって、それをしていただくとか、それが、可能かどうか分かりませんが、入学ガイダンスに入れておいて、学籍番号と紐づけされていて、チェックが入っていないと、ガイダンスをまだ受けていないとか、そこまで徹底するのも、1つの方法かなと思いました。

新しいキャッシュレスとか、いろいろな被害につきましても、聞いたことがないと気をつけようがなく、深いことは分からなくても、何かこれは聞いたことがあると、少しは意識が違ってくると思います。

そういう面では、例えば、動画等を学食とかで流しっぱなしにしておくことで、普段は気にとめていないかもしれないけれども、バックミュージックのように、どこかでその言葉が入ることによって、気づきにつながることもあるのかなと思いました。

社会人も基本的には若者の延長で、先ほどもおっしゃったように、17歳、18歳だと、このぐらいまで、でも、すぐ先の19歳、20歳、社会人になると、また広がるということ、自分の立ち位置の中で意識することが大切だと思います。

ただ、社会人になり自分の収入を得るようになると、例えば、住宅ローン、保険であるとか、社会人ならではの対象があると思いますので、それらを盛り込むのも必要だと感じております。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

動画を学食で流すとか、私も大学にいながら、全然思いつかなかったのですけれども、いろいろ御示唆をいただきました。ありがとうございます。

阿部委員、いかがですか。

○阿部委員 特に社会人に関しては、大学を卒業したばかりか新入社員なのか、それともアクティブシニアと言われている人たちなのか、どこに対象をもっていくのかが問題になってくると思います。

徳島県内では、シルバー大学校とか、消費者大学校というような、講座を受ける機会もあります。そのような機会に、何らかの配信で教材内容についての話が聞けたりするようなコンテンツがあればいいと思いました。

また、既存のアプリを使うというのであれば、わざわざダウンロードする手間がかからないのでよいと思いました。公式のサイトに張りつけておくとか、そのような方法もあるのではと思いました。

○坂本座長 ありがとうございます。

御意見をいろいろいただきまして、ありがとうございます。

実証授業の必要性、この教材を作って、それが使いやすいとか、次年度にどれだけ効果があるかということの確認とか、民間企業と連携、民間企業の委員の方にも御参画いただいているわけですけれども、啓発方法や在り方についても、何か御意見をいただけたらと思うのですが。

今まで高校の先生方は、「社会の扉」は使われて授業をされていたと思うのですが、他の既存の教材を使って消費者関係の授業をされたという経験はありましたか。

○西村委員 「社会の扉」を利用する前は、教科書を中心にしていたので、教科書の問題のある事例の動画とかは生徒に見せていました。

○坂本座長 野本先生は、いかがですか。

○野本委員 私もこの分野は、DVDとかを使うことも多かったのですけれども、それプラス、補助的な教材として金融関係のところが出されているものですが、ワークシートを利用し

ていました。その中を抜粋して使っています。

○坂本座長 情報モラルを学んだりする時間はありますか。

○野本委員 情報モラルは、情報の授業で主に取り扱われています。

○坂本座長 総合的な学習の時間とかで、例えば携帯電話会社の方とか、外部講師が来て教えてくださることはありますか。

○野本委員 学校行事として、スマホの使い方とか、こういうふうの設定したら、こういう問題が防げるとかというように、実際の設定方法を学ぶという時間はありました。

○坂本座長 そういう授業の場合どうでしょうか。生徒に効果があると、興味を持って聞いてくれたかとか、どのように先生方は判断されているのでしょうか。

○野本委員 知識とかの部分は、やはり定期考査の中で、本当に伝えたいことの答えが返ってきたかどうかで確かめるのですけれども、全体の講演会とかは感覚でしかなく、講演後の教室での話の盛り上がり方や感想文など、そういうことでしか判断できません。

○坂本座長 教材を開発し、効果の実証が必要なのですが、そのことについても検討していかなければいけません。

私が、前年度は徳島県の小学生向けの教材を、その前は中学生向けの教材を作ったのですが、まず、自分の授業で、大学生とか大学院生と一緒に使ってみるとかをして、それで学生が、これでは答えにくいとか、学生からの意見を反映して修正し、さらに小学校、中学校でもう一回使って、改良を重ねるという形になりました。

同様に、使いやすい教材にしていくために、実際に委員皆様、現場の先生に使っていただけたらと考えています。

稲倉委員、現場での活用について、何かコメントはございませんでしょうか。

○稲倉委員 もちろん教材を試しに使ってみたいと思うのですけれども、やはり一定期間経った後に、使用前、使用后みたいな効果の検証とセットにして使いたいと思っています。

例えば、半年後に内容を全部忘れてしまっているのであれば、それはいい教材とは言えないと思うので、どういうテーマについて、みんなが忘れてしまったのかという点について、フィードバックを常にしながら教材もアップデートしていくという実証授業であれば、積極的に関わっていきたいと思っています。

○坂本座長 ありがとうございます。

少し時間を置いて事前、事後を考えてみななければいけないということですかね、やはり現場で試してみないと、本当に使いやすい教材かどうかは、ずれるところがあるなというのは経験ですごく感じています。

この教材開発についても、実証事業と改良というステップを入れていきたいと考えています。その際に、委員である高校の先生方に試用授業をしていただきたいのですが、御了承、御協力いただけますでしょうか。

ありがとうございます。実証事業の具体的な方法などについては、事務局で整理して、次回以降の検討課題にしたいと思います。

どうでしょう、全体を通して何か御意見がありませんでしょうか。

内藤課長、よろしいでしょうか。

○内藤課長 内藤でございます。東京から失礼いたします。

若い世代を中心として、高校生向けでは足りないようなところを、社会人向けに補足をする、あるいは加工、工夫するというお話をいただきました。

それから、いきなり教材を開発するのではなくて、一度試してみても修正する、特に手引などは、修正、工夫が大事だという御指摘もいただきましたので、御意見を踏まえて、どういうふうの実証をすればいいのか、事務局のほうで引き取らせていただいて、また次回に進め方について事務局から御提案をさせていただきたいと思います。

東京からは、以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

他に何か御意見はございませんでしょうか。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 先ほどの補足をさせていただきます。

先ほど、御高齢の方ですとか、さらに今後どうしていくかというところで、お話が出ておりましたが、私どもが作った教材の例を少しだけお話しさせていただきますと、メインのターゲットとしては中学生、高校生に向けて、フリマアプリの安心・安全な利用方法を学ぶというところで、もともと教材を作ったという経緯があります。

一旦これを作って、確かに中学生、高校生に向けて使っているところもあるのですが、時々消費生活センターの方々からも「市民向けの講座で使いたいです。」とか、そういったお声をいただいて、市民向け講座などで、出前授業のような形でさせていただく場合があるのですが、御高齢の参加者の方も結構いらっしゃいます。そのときに、中学生、高校生向けの教材ですと、基本的なところは、この中で押さえるようにしているので、かなり違和感なく、そのまま納得していただいております。そのためある程度、中・高校生向けにターゲットを絞って制作しておけば、自然と御高齢の方を含め、幅広く扱っていただけるのではないかと肌感覚としてはございます。

さらに、御高齢の方ですとか、年上の方向けに発信するときに、例えば、お孫さんとかに、「こういった話を聞いてきたよ。」ということをお話していただくとか、御家庭に持ち帰っていただいて、こういったパンフレットを貰ったとか、お話をさせていただくといった点でも、間接的ではありますが、教材の内容を広げられればと思っております。

少し長くなりましたが、例として御紹介させていただきました。

以上でございます。

○坂本座長 ありがとうございます。

まずは、中・高校生を想定してしっかり教材を作ることで、汎用的な内容になるのではないかということですね。それで、やはりこれでは足りないというところを後々考えていくという形にするというのかと、改めて思いました。ありがとうございます。

委員の皆様、何かございませんでしょうか。ざっくばらんに御意見をいただければと思います。

坪田委員、お願いします。

○坪田委員 細かいところで幾つか気づいたところを申し上げます。

まず、まさにデジタル時代で感じているのが、つい最近までは若者のトラブルという、街角でのキャッチセールスだったのですが、今はほとんどないのです。

キャッチセールスが現実の街角で行われなくて、バーチャルのインターネットの世界で行われている。SNSのダイレクトメッセージなどの中で行われているような状況がありますので、このデジタルの使い方だけではなく、今、デジタル社会を生きているのだということで、このデジタルというのを捉える内容も必要かと思っております。

というのは、キャッチセールスは、歩いていて、声をかけたら、これはちょっと振り向いてくれそうだなと思う人に声をかけるわけですけれども、皆さん、ネット上で、様々な発信をされていて、それを見て、この人に近づくと、メッセージを送ると、こういう返事が来る可能性があるみたいなことで、メッセージを送り、SNSがきっかけとなっているトラブルが起きることがあります。

ですので、SNS自体が問題かどうかというよりも、実際は、駅前の繁華街の世界がそのまま入っている。私は都内におりますけれども、このキャッチセールスのメッカのような町が幾つかございました。

それが全国、世界中ですけれども、どこにいても、東京のキャッチセールスのメッカの場所に誰でも入り込めてしまうということも非常に今的なことだと思いますので、その辺りも盛り込めたらと思っております。

デジタル補助教材の構成案、「資料1」ですが、お金がないので、単価の高いバイトを申し込んだら犯罪だったという事例があります。

最近、若い方をターゲットとした悪質商法のような形なのですが、実は完全な犯罪というものが幾つかあります。

これは、やはり犯罪ですので、犯罪と悪質商法のところ、境界が曖昧にはなっていますけれども、しっかり犯罪ということが分かるような形で明記をしていくことも必要かと思われました。

実証事業をするときには、大人数を対象にした授業であったり、少人数であったり、また、社会人であっても、18歳の新入社員が多い会社、大卒が多い会社もったり、あとは、高等学校でも校種別に進学率が高くて、多くが都会に行く方とか、そうではないところもいろいろあります。そういうところで限られた時間で授業をするのであれば、この部分は、基本、ここはオプション、カスタマイズということで、うちの学校だったら、うちの会社だったらと、選択肢をチョイスができるような構成になれば、使いやすいのかなと思われました。

以上です。

○坂本座長 ありがとうございます。

構成を考える上で、基本とオプションをしっかりと分けておくということですね。大人数の大学と小人数の大学によって全然違うと思うし、大きな教室で授業をするということもあり得ますから、どのような汎用性を持たせるのかということも意識しながら開発したいと思います。ありがとうございます。

ほかに、何かございませんか。

委員の皆様、どうでしょうか。

本日は、たくさん有意義な御意見をいただきました。議論すべき内容が膨大なので、少し戸惑っていたのですが、いい意見をいただいて、視界がクリアになったような気がいたしました。ありがとうございます。

事務局においては、本日委員の皆様から出た御意見を、論点毎に整理していただき、次回には実証事業の具体的な進め方などを提案できるよう準備をお願いします。

それでは、次回の日程等について、事務局からお願いします。

○事務局（名蔵） 次回、3回目の会議については、2月下旬から3月上旬頃の開催予定を考えております。

また、後日、委員の皆様、オブザーバーの皆様に御連絡いたしまして、日程等調整の上、開催日時が決まりましたら改めて御連絡させていただきます。

よろしく願いいたします。

○坂本座長 また、事前に資料等もお送りしますので、御確認いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○内藤課長 本日は、貴重な意見をいただきまして、坂本座長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

○坂本座長 では、以上で、本日の有識者会議を閉会いたします。

ありがとうございました。